

(1) 働き方改革の推進

① 過重労働解消に向けた取組の推進

36協定の受付窓口において長時間労働の抑制を指導するとともに、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場の全数に対して監督指導を実施することにより、長時間労働の抑制や医師による面接指導の実施について徹底を図る。また、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処する。

また、事業場における自主的な長時間労働の抑制方策や労働者の健康確保対策の確立を図るため、衛生委員会等の活用を促すとともに、小規模事業場に対しては、働き方・休み方改善コンサルタントや産業保健総合支援センターが実施する研修や窓口相談等の活用による長時間労働の抑制方策や労働者の健康確保対策の確立を勧奨する。

② 働き方改革・休暇取得促進

仕事と生活の調和の実現に向け、長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変え、年次有給休暇の取得促進等に取り組むよう、福島県及び「福島県魅力ある職場づくり推進会議」構成団体と連携し、引き続き、労使団体への要請、県内の有力企業トップへの働きかけ、「福島県魅力ある職場づくり特設サイト」を活用した企業の先進的取組事例等に関する情報発信等を行う。

また、年次有給休暇の取得率が低い、又は労働時間が長い業種を中心に、働き方・休み方改善コンサルタントなどの活用等により「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発、労働時間等の設定の改善のための助言・指導等を実施する。また、改善に取り組む中小企業に対する助成を行う。



(2) 正社員希望者に対する就職支援及び人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善

① 福島県正社員転換・待遇改善実現プランに基づく施策の推進

非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進のため、平成28年度～平成32年度の5か年間の計画として「福島県正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定し、平成28年度を初年度として取り組んでいる。

② 非正規労働者への雇用対策の推進（正社員希望者に対する就職支援等）

正社員に重点を置いた求人開拓及び非正規雇用求人の正社員求人への転換働きかけとの連携等により、正社員求人の確保を図る。

また、不本意ながら非正規雇用で働く者の正社員転換を事業主に働きかけるとともに、非正規雇用であった求職者に対して正社員求人へ応募するメリットを説明し、担当者制等による極め細やかな職業相談や応募書類の作成指導等に取り組む、積極的なマッチングを図る。

① 過重労働解消に向けた取組の推進

・労基署へ届出のあった36協定の内、1か月当たり80時間を超える時間外労働が可能なものを届け出た事業場に対し自主点検を毎月実施。

・上記自主点検の結果、時間外・休日労働が、1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対し監督指導を実施した。

※9月末時点における監督実施件数は、

- ①時間外・休日労働が100時間超と考えられる事業場 133事業場
- ②時間外・休日労働が80時間超100時間以下と考えられる事業場 102事業場
- ③過労死等に係る労災請求があった事業場 5事業場

・監督指導においては、長時間労働の削減、医師による面接指導の実施などを重点に指導を行った。

更に、事業場における自主的な長時間労働の抑制方策や労働者の健康確保対策の確立を図るため、衛生委員会等の活用を指導した。

・自主点検時に、働き方・休み方改善コンサルタントの活用促進のリーフレットを郵送し利用勧奨を行った。

・違法な時間外労働を行わせた1事業場を書類送検。

② 県内にイクボスを増やす取組を加速化するため、局長、経済4団体の長及び県知事による「新生ふくしま」イクボス宣言促進協定を4月5日に締結。

・くるみん認定等取得企業に対し、イクボス宣言勧奨を実施。宣言企業については当局「福島県魅力ある職場づくり特設サイト」に掲載。

○イクボス宣言企業 41社 (29.3.31現在)
→ 128社 (29.10.3現在)

・局長より労使団体に対し、働き方改革・夏の生活スタイル変革(ゆう活)を含む「魅力ある職場づくり」への取組について周知啓発を文書により依頼。

○要請先 県・東北経産局・使用者団体・労働組合

・局長及び局幹部が県内の主要企業トップ(各地区労働基準協会幹部企業等)を訪問し、「魅力ある職場づくり」への取組について文書要請(県知事との連名)。

○要請企業数 20社 うち2社は県幹部が同行し、県の施策も説明

・上記要請企業の「魅力ある職場づくり」に係る取組を当局HPのトップページに専用サイトを開設し紹介。

○掲載企業数 19社

・局長、東邦銀行頭取による「ふくしま『魅力ある職場づくり』包括連携協定」を7月26日に締結し、地域企業の働き方改革や生産性向上・地域創生のための取組を連携して実施。

・労働時間、休日や年休取得促進の改善のためコンサルティングを希望する企業に対し、働き方・休み方改善コンサルタントによるコンサルティングを実施。

当室作成のコンサルタントの紹介リーフレット(申込書付き)を当局主催の各種セミナー等で配布したほか、自治体の広報誌に掲載。

・「魅力ある職場づくり推進セミナー2017」を開催し、周知啓発を実施。

○7月10日 いわき市 ○7月18日 郡山市

○7月25日 会津若松市 ○8月 3日 福島市

①②「福島県正社員転換・待遇改善実現プラン」(平成28年3月策定)により、平成29年度目標の安定所による正社員就職・正社員転換数18,307人、安定所における正社員求人数を84,040人として、正社員就職等の実現に向けた取組を推進。

・正社員求人数(平成29年9月末現在)

正社員に重点を置いた求人開拓及び雇用管理改善の働きかけ等により、42,820人分の受入。

*目標進捗率 51.0%(42820/84040)

・正社員就職件数(同上)

正社員求人へ応募するメリットの説明や担当者制や応募書類の作成指導等のきめ細やかな職業相談の取組等により、8,980人が就職。

・キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規雇用等に転換した労働者数 110人(平成29年9月末現在)

*目標進捗率 49.7%(9090/18307)

【参考】平成28年度

○求人数・実績85,215人(目標84,040人)

○就職・転換数・実績17,997人(目標18,307人)

③ 人材確保に向けた雇用管理改善等

人材確保のためには、人材不足分野における事業主自身が職場自体の魅力アップ（雇用管理改善）を通じて、労働者の募集と職場定着を図ることが重要であることから、労働局・ハローワークによる啓発運動等様々な機会を捉えて雇用管理改善を推進する。

併せて、キャリアアップ助成金の積極的な活用促進等により、非正規雇用労働者のキャリアアップのための職場環境を整備し、非正規雇用労働者の雇用の安定、人材育成、処遇改善等を図る。

(3) 女性の活躍推進及び職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

① 女性の活躍推進

男女がともに活躍できる職場環境整備のため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や女性の活躍・両立支援総合サイトへの情報公表を働きかけるとともに、「えるぼし」認定申請に向けた取組を推進する。

また、女性の活躍推進に取り組む事業主を支援するため、女性活躍加速化助成金を活用する。

さらに、事業主を対象としたセミナーを開催し、女性の活躍推進、妊娠・出産等に係る女性労働者の雇用管理及び仕事と家庭の両立支援制度等について周知啓発を図る。



② 仕事と家庭の両立支援

仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりのため、福島県や次世代育成支援センターと連携しつつ、各企業の実態に応じた次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する取組を促すとともに、「くるみん認定」及び「プラチナくるみん認定」取得に向けた事業主の取組を支援する。併せて、県内企業における「イクボス宣言」を推進する。

また、平成29年1月に施行された改正育児・介護休業法の周知啓発を行うとともに、男性の育児休業取得促進のための情報提供等により男性が育児参加しやすい職場づくりを進め、両立支援助成金の活用等により育児・介護休業等を利用しやすい職場環境の整備に取り組む事業主を支援する。



③ ハローワークにおいて求人受理時や事業所訪問時等に雇用管理改善の普及・啓発の助言指導を実施。

○求人充足サービスと連動した雇用管理改善の実施。

○キャリアアップ助成金、職場定着支援助成金等を活用した雇用管理改善の助言指導を実施。

・キャリアアップ助成金 98件 (129件)

・職場定着支援助成金 34件 (20件)

・キャリア形成促進助成金 142件 (92件)

・建設労働者確保育成助成金 786件 (945件)

※平成29年9月末支給決定件数 (前年同月実績)

・【委託事業】人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（啓発実践コース：建設分野）の実施。

(1) 株式会社労働調査会に委託。

(2) 啓発実践推進委員会を6月15日に開催。

(3) 雇用管理アドバイザーによる雇用管理改善の個別相談支援を17社で実施中。

・【委託事業】介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業の実施。

(1) 公益財団法人介護労働安定センターに委託。

(2) 事業の計画的かつ効率的な実施を図るために雇用管理改善企画委員会を4月26日に開催。

(3) 先進事業所モデル調査を2社で実施中。

(4) 地域ネットコミュニティ構築による雇用管理改善の実践取組を県内の4地域（県北・相双地域の5社、県中・県南地域の5社、会津地域の5社、いわき地域の6社）で計21社により実施中。

① 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の義務企業（労働者数30人以上）に対する提出および公表の確実な実施（未提出企業に対する指導等）。

○提出状況 対象企業145社中145社（提出率100%）

・女性活躍推進法に基づく事業主認定（えるぼし認定）制度について、労働局幹部による企業訪問において認定制度の説明・申請勧奨を実施。

・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した事業所について、「えるぼし」認定制度の認定に向け、申請に向けた勧奨文を送付し併せてチェックリストによる自己点検を依頼した。

また、申請に興味のある事業所については個別に訪問するなど取組促進への支援を行った。

○勧奨文発送事業所 157社 ○訪問事業所 4社

・女性活躍加速化助成金の活用について、前記の局幹部による企業訪問において助成金に関する資料を交付、利用勧奨を実施。

この他、各種会合で説明、資料配布を実施。

また、上記助成金資料については当局HPにも掲載。

下記日程で開催した「魅力ある職場づくり推進セミナー2017」において、女性活躍推進法について周知啓発を実施。

○7月10日 いわき市 ○7月18日 郡山市

○7月25日 会津若松市 ○8月 3日 福島市

② 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の計画期間が終了した企業に対し、計画更新するよう促す文書を送付。

○文書送付件数 30件

・次世代育成支援対策推進法に基づく事業主認定（くるみん・プラチナくるみん認定）制度について、労働局幹部による企業訪問において認定制度の説明・申請勧奨を実施。

局幹部による企業訪問、企業指導、労働相談時にくるみん認定の取得意向を把握した企業に対し、文書による申請勧奨を実施。

併せて、認定企業について、認定通知書交付式を局全体の行事として開催し、報道機関に対する広報活動を展開。

○申請状況 認定2社（うちプラチナ1社）

○報道実績 地元紙3社、TV2社

○文書による申請勧奨 17社

・両立支援助成金の活用について、前記の局幹部による企業訪問において助成金に関する資料により活用を勧奨。

・平成29年10月施行の改正育児・介護休業法について、事業主及び事業主団体、労働組合、県、市町村等に対し、文書・会合で周知。また、「ハラスメント撲滅キャラバン」の一環として「ハラスメント対応特別相談窓口」を7月1日に設置し、報道機関や局HPにて周知。

・「魅力ある職場づくり推進セミナー2017」において、両立支援について周知啓発を実施し併せて「くるみん」認定制度について申請を勧奨した。

○7月10日 いわき市 ○7月18日 郡山市

○7月25日 会津若松市 ○8月 3日 福島市